



長野県報

12月18日(月)
平成18年
(2006年)
第1822号

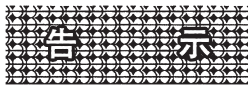
目次

告示

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正(人権・男女共同参画課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林整備課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路課)	4

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)	5
一般競争入札(管財課)	5
一般競争入札(道路課)	6



長野県告示第595号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱(昭和62年長野県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年12月18日

長野県知事 村井 仁

別表の人権・共生のまちづくり施設運営事業の項中「252,000円」を「251,000円」に改め、同表の地域交流促進事業の項中「617,000円」を「616,000円」に改め、同表の公的施設利用事業の項中「2,709,000円」を「2,704,000円」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第596号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成18年12月18日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
飯田市千代1781の162、1781の163、南信濃木沢5、下伊那郡売木村419の575から419の577まで
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村70の1、75の1、75の7、下伊那郡阿南町字和合197、499、773、泰阜村6115の1、6116の6、6117の1、6117の2、6117の13、6137の3、6137の12、6140の1、6143の2、豊丘村大字河野5381の1、7229の303
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上村70の1、75の1、75の7
(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第597号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡南木曾町吾妻4492の3から4492の5まで、4492の8から4492の13まで、4492の18、4492の19、4492の26、4492の28、4492の37から4492の43まで、4492の45、4492の47、4492の52、4493の1、4530の1、4530の4、4531の1、4531の2、4531の4、4531の9、4531の13、4531の14、4590の4、4590の8、4590の14、4607の5、木曾町新開5070のイ、5070のロ、5116の1、5117から5120まで、5121の1から5121の4まで、5126、5127の1、5127の2、5128の3、5131、5132の1、日義1099の1、1099の2、1099の5、1100の1、1100の2、4109の127（次の図に示す部分に限る。）、4109の173、三岳2770の4、大桑村大字須原86のロ、97、250の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻4492の3・4492の10・4492の11・4492の28・4531の9・4590の8（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4492の4、4492の52、4493の1、4531の4、4531の14、4590の4、4607の5、新開5070のイ、5070のロ、5116の1・5117から5120まで・5121の1から5121の4まで・5126・5127の1・5127の2・5128の3・5131・5132の1（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、日義1099の1、1099の2、1099の5、1100の1、1100の2、4109の173（次の図に示す部分に限る。）、三岳2770の4、大字須原86のロ、97・250の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林整備課

長野県告示第598号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

下高井郡木島平村大字上木島字糠平4277（次の図に示す部分に限る。）、上水内郡飯綱町大字芋川字烏帽子嶽8313の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡中条村大字中条字大畑4446、下水内郡栄村大字北信字松見坂4495の1、4499の1、字乗落4509の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大畑4446、字松見坂4495の1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林整備課

長野県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市北山字汐下3472番の3地先から 茅野市北山字三辻1824番の2地先まで	旧	6.7~9.5 ^m	1.9515 ^{km}
同 上	新	13.0~37.0	1.7000

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字平通2805番の4地先から 茅野市宮川字中ノ沢通3227番の2地先まで	旧	5.8~24.0 ^m	1.4000 ^{km}
茅野市宮川字城下2681番地先から 茅野市宮川字中ノ沢通3227番の2地先まで	新	10.5~54.5	1.7000
茅野市宮川字城下2681番地先から 茅野市宮川字中ノ沢通3227番の2地先まで	新	10.5~54.5	1.7000

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪茅野線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市米澤字外久保5922番地先から 茅野市米澤字松林5896番地先まで	旧	3.0~9.0 ^m	0.4023 ^{km}
同 上	新	8.0~32.0	0.4125

道 路 課

長野県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 中津川南木曾線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1785番の3地先から 木曾郡南木曾町吾妻1816番の9地先まで	旧	30.5~50.5 ^m	0.8740 ^{km}
同 上	新	30.5~42.0	0.8740

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村92番の1地先から 木曾郡王滝村2番の5地先まで	旧	9.0~25.6 ^m	0.1882 ^{km}
同 上	新	9.8~42.6	0.1882

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上松御岳線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町大字小川字下島4230番の81地先から 木曾郡上松町大字小川字下島4248番の1地先まで	旧	4.8~24.2 ^m	0.3270 ^{km}
同 上	新	9.4~34.0	0.3270

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上松御岳線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町三岳11003番の1地先から 木曾郡木曾町三岳10952番の4地先まで	旧	6.4~17.0 ^m	0.1705 ^{km}
同 上	新	6.4~25.4	0.1705

道 路 課

長野県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 土合松本線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字今井字本郷1274番の1地先から 松本市大字今井字中道3982番の3まで	旧	4.0～8.5 m	2.3695 km
同 上	新	4.0～8.5	2.3695
		5.5～10.5	2.8800

道路課

- (3) 供用を開始する期日 平成18年12月18日
2(1) 路線名 上松御岳線
(2) 供用を開始する区間
木曾郡上松町大字小川字下島4230番の82地先から
木曾郡上松町大字小川字下島4248番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成18年12月18日
3(1) 路線名 上松御岳線
(2) 供用を開始する区間
木曾郡木曾町三岳11003番の1地先から
木曾郡木曾町三岳10952番の4地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成18年12月18日

道路課

長野県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 中野飯山線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字笠原字向ヒ原30番の1地先から 中野市大字柳沢字道下544番の1地先まで	旧	4.5～16.7 m	1.7121 km
		13.2～27.2	1.8428
中野市大字赤岩1586番の2地先から 中野市大字赤岩1599番の1地先まで	旧	10.0～17.2	0.2125
中野市大字笠原字向ヒ原30番の1地先から 中野市大字柳沢字道下544番の1地先まで	新	13.2～27.2	1.8428

道路課

長野県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年1月4日まで、長野県土木部道路課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 御岳王滝黒沢線
(2) 供用を開始する区間
木曾郡王滝村92番の1地先から
木曾郡王滝村2番の5地先まで